

準町民(越生町ふるさと住民)における 体育施設・公民館等施設の使用料一覧表

●体育施設

名 称		使 用 料		使 用 時 間	
越生町運動公園	テニスコート	1面1時間につき	500円	全日	午前7時から午後7時まで
	野球場	1時間につき	1,000円		
大満農村広場	グラウンド	1時間につき	500円		
	テニスコート	1面1時間につき	600円		
上谷農村公園	グラウンド	1時間につき	500円		
いこいの広場	グラウンド	1時間につき	500円		
パークゴルフ場	パークゴルフコート グラウンドゴルフコート	1時間につき	500円		
越生町弓道場	弓道	1時間につき	500円	全日	午前9時から午後9時まで
越生町武道館	卓球場	1時間につき	500円	平日	午後7時から午後9時まで
				土日 祝日	午前9時から午後9時まで
越生町野外運動場証明施設 (越生中学校ナイター)		1時間につき	1,500円	全日	午後7時から午後9時まで

●公民館等施設

名 称	室 名	使 用 料		使 用 時 間	
地域交流センター	集会室1	1時間につき	200円	全日	午前9時から午後9時まで
	集会室2	1時間につき	200円		
梅園会館	和室	1時間につき	200円		
	舞台	1時間につき	200円		

※団体利用の場合は、利用者の過半数以上が町民、準町民またはレインボー地域(川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町)在住者(在勤者)の場合に限ります。利用者の過半数以上が町民、準町民またはレインボー地域在住者(在勤者)とならない場合は、通常料金となります。